

# 賞金等の取り扱い規程

財団法人 日本スケート連盟

平成 3年 4月 1日施行

平成 9年 1月 1日改正

平成13年 3月28日改正

平成16年 4月23日改正

平成23年 7月20日改正

## (目 的)

第1条 財団法人日本スケート連盟（以下「本連盟」という。）は、本連盟登録競技者が競技会等で受領した賞金等について、競技者資格規程に基づき、その取り扱い規程をここに定める。

## (適用範囲)

第2条 次に該当する競技会等で受領した賞金、賞品等がある場合は当該者が受領できるものとする。

- (1) 国際スケート連盟（ISU）又はアジアスケート連盟の主催競技会等
- (2) 本連盟が参加を認めた国際競技会等（ワールドカップ等）
- (3) 本連盟が主催又は主管する競技会等
- (4) 加盟団体の主催又は主管する競技会で本連盟が承認した競技会等
- (5) 本連盟登録競技者が公的機関または企業等から本連盟が承認した表彰等によって授与された場合

2 上記競技会等で受領した賞金は、ISU一般規程に基づき本連盟が10%控除できるものとする。

第3条 前条の規程の対象が団体（チーム）として、受領した賞金、賞品等がある場合は、原則として参加選手数で按分し、当該者が受領できるものとする。ただし、参加選手数で按分した金額が一人当たり50万円を超える場合は、その都度本連盟理事会で協議し決定する。

## (肖像権使用都度料・協力金・契約料)

第4条 肖像権使用都度料・協力金・契約料については次のとおり取り扱うものとする。

- (1) JOC選手強化キャンペーンについては、本連盟に支払われた肖像権使用都度料・協力金の90パーセントを当該選手個人又は当該選手が所属するマネジメント会社へ支給し10パーセントは本連盟が受領する。
- (2) 本連盟がマネジメントする(1)以外の肖像権使用契約については、本連盟に支払われた契約料の90パーセントを当該選手個人へ支給し10パーセントは本連盟が受領する。
- (3) 当該選手の申し出によりマネジメント会社を仲介し(1)以外の肖像権使用契約を締結する場合、契約料については別途契約を交わすものとする。

## (個人スポンサー契約料)

第5条 本連盟が支給する全日本チームのユニフォームに個人スポンサーを募る場合の個人スポンサー契約料については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 本連盟がマネジメントする場合は本連盟に支払われた個人スポンサー契約料の90パー

セントを当該選手個人へ支給し、10パーセントを本連盟が受領する。

- (2) 当該選手の申し出によりマネジメント会社を仲介する場合、契約料については別途契約を交わすものとする。

**(講演料・出演料等)**

第6条 講演会、講習会、出演料又は報酬等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 本連盟がマネジメントする場合は本連盟に支払われた出演料の90パーセントを当該選手個人へ支給し10パーセントを本連盟が受領する。
- (2) 当該選手の申し出によりマネジメント会社を仲介する場合、報酬等については別途契約を交わすものとする。
- (3) 講演会、講習会等へ参加した場合の旅費、謝礼に相当する経費は、当該選手個人へ全額支給する。

**(その他)**

第7条 この規程に属さない内容の場合は、その都度本連盟理事会で協議し決定する。